十　健康保険法施行規則第六十一条第二項の組合管掌健康保険の被保険者による食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十一　健康保険法施行規則第六十二条の四第二項の組合管掌健康保険の被保険者による生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十二　健康保険法施行規則第百五条第一項の組合管掌健康保険の被保険者による限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

二　船員保険法施行規則第二十六条第一項の被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務（次条第四号及び第六条第六号に掲げる事務を除く。）次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ハ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

第五条　法別表第二の五の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　船員保険法第七十二条第一項の葬祭料の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る高齢者の医療の確保に関する法律による葬祭費又は葬祭の給付の支給に関する情報

二　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る医療保険各法による出産育児一時金の支給に関する情報

三　船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

四　船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る被扶養者に係る医療保険被保険者等資格に関する情報

五　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　当該確認に係る被扶養者に係る医療保険資格者等に関する情報

六　船員保険法施行規則第六十四条第一項の船員法（昭和二十二年法律第百号）による療養補償との調整の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

第六条　法別表第二の六の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　船員保険法第六十九条第一項の傷病手当金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付、同条第二号の予防給付又は同条第三号の市町村特別給付の支給に関する情報

二　船員保険法第七十三条第一項の出産育児一時金又は同法第八十一条の家族出産育児一時金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る子又は当該申請を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

三　船員保険法第八十三条第一項の高額療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

四　船員保険法第八十四条第一項の高額介護合算療養費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　当該申請を行う者に係る介護保険法第十八条第一号の介護給付又は同条第二号の予防給付の支給に関する情報

五　船員保険法第九十七条又は第九十九条第一項の遺族年金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

六　船員保険法施行規則第二十六条第一項の疾病任意継続被保険者による被扶養者の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該届出に係る被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　当該届出に係る被扶養者又は当該届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

七　船員保険法施行規則第三十八条第一項の被扶養者に係る確認に関する事務　当該確認に係る被扶養者又は当該者に係る船員保険法施行規則第二十六条第一項の届出を行う者に係る住民票に記載された住民票関係情報

八　船員保険法施行規則第四十七条第一項の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者又は当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

九　船員保険法施行規則第五十条第二項の食事療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十　船員保険法施行規則第五十三条第二項の生活療養標準負担額の減額に関する特例の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

十一　船員保険法施行規則第九十五条の限度額適用・標準負担額減額の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請を行う者若しくは当該者の被扶養者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

第七条　法別表第二の八の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の四第一項の里親の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

ロ　当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報

二　児童福祉法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費又は同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

イ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報

ロ　当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報